



「障害基礎年金の請求」について

対象者詳細（補足）：

20歳前に初診日がある障害の場合は、保険料の納付要件はありませんが、本人に一定の所得があれば、年金額の全額または半額が支給停止されます。

手続きに際して：

障害に関する初診日の分かるものと年金手帳または基礎年金番号通知書をまずはお手元にご用意のうえ、市役所国民年金担当窓口にご相談ください。

申請書等の書き方が、ご自身で判断するのが難しく、診断書も多岐にわたるためです。

また、

初診日において厚生年金加入中の方、第3号被保険者の方は年金事務所での手続きとなります。

令和7年度の障害基礎年金の年金額：

1級 1,039,625円、2級 831,700円です。

障害基礎年金を受けている方によって生計を維持されている子が18歳になった後、最初の3月31日（ただし、その子が障害等級1・2級の状態にある場合は20歳未満）まで、子2人までは1人につき239,300円、3人目以降は1人につき79,800円が加算されます。